

調査基準価格設定工事の入札に関する説明書

〈堺市民芸術文化ホール建設工事（その2）〉

1 適用

本説明書は、堺市建築都市局建築部が発注する堺市民芸術文化ホール建設工事（その2）（以下「本工事」という。）に適用します。

2 調査基準価格の設定

低入札価格調査制度により入札を実施する本工事については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ設定します。

3 工事費内訳書の提出

本工事の入札に参加される場合は、当該入札金額に対応した工事費内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。）を入札書と一緒に郵送してください。

（1）工事費内訳書の作成方法

① 表紙

工事名称、入札者の所在地、商号又は名称、代表者の職名・氏名を記載するとともに代表者の印鑑（届けている使用印鑑）を押印してください。

建設工事共同企業体で参加される方は、当該建設工事共同企業体の名称、代表構成員の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載し代表構成員の印鑑（届けている使用印鑑）を押印してください。

② 内容

本工事に係る参考内訳明細書の様式に準じて、参考内訳明細書に掲げる各工事種目、科目、細目に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を記載したものを作成してください。なお、同じ内容であれば、独自様式でも構いません。

ただし、本工事に係る入札時技術提案方式の実施に関する事項（以下「VE事項」という。）8（3）の規定による技術提案の承認を受けた場合にあつては、提案内容における内訳明細書の項目は、市の参考内訳明細書の様式によらず、VE事項様式第3号提案内容積算書における内訳明細書の各項目を反映したものを記載してください。

（2）工事費内訳書の作成に関する注意事項

市の参考内訳明細書に記載されている項目全ては、本工事を適切に施工する上で市が必要経費として位置付けているものです。経費の未計上、項目の削除等することなく、市の参考内訳明細書のとおり、全て記載してください。（技術提案の承認を受けた場合にあつては、提案内容における内訳明細書の項目を除く。）

なお、経費の計上漏れ（ゼロ計上を含む。）、項目の記載漏れ、内訳書の添付

漏れ、項目の省略等により、明らかに積算が行われていないと市が判断した場合は、入札無効要件に該当するものとし、当該業者の入札は無効となります。

以上のことを踏まえ、また特に次の事項を十分注意した上で、工事費内訳書を作成してください。

- ① 工事費内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがないこと。また、値引き等で金額調整をせず、個々の単価に反映させること。
- ② 「ゼロ計上」、「複数項目を合算したことによる項目の省略」も経費の計上漏れと判断するため、項目の記載漏れ、記載誤り等がないこと。
- ③ 工事費内訳書の工事費合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と一致すること。端数処理も行わないこと。
- ④ 工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。

4 工事費内訳書の確認及び不備による当該業者の入札無効要件

工事費内訳書の確認は開札後に行います。一旦落札決定を保留し、最低の価格をもって入札を行った者の工事費内訳書を確認し、無効要件に該当する場合は当該業者の入札は無効とします。無効となった場合は、次順位者の工事費内訳書について同様の確認を行います。確認の結果、無効要件に該当しない者を落札者とし、次順位者以降の確認は行いません。

なお、最低の価格をもって入札を行った者（次順位以降で工事費内訳書の確認の対象となった者を含む。）が調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、迅速に落札業者の決定を行うため、当該確認行為と低入札価格調査を並行して実施します。どちらかの無効（失格）要件に該当することが判明した場合、その段階で、その判明した理由により当該業者を落札者といたしません。

無効要件

- ① 工事費内訳書を提出しなかった場合
- ② 適切な積算がなされていない工事費内訳書を提出した場合

5 低入札価格調査制度について

本工事の入札において最低の価格をもって入札を行った者で工事費内訳書の無効要件に該当しない者が、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、低入札価格調査を行い、後日落札者とするかどうか決定します。従って、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。

調査を行うこととなった場合、当該入札者には契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを積極的に説明していただきます。調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には落札者としません。また、調査に協力しない場合も、同様に判断します。

低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって低入札価格調査の対象者を決定します。なお、低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退すること

はできません。

(1) 調査の実施

低入札価格調査の対象者が作成した工事費内訳書のほか、当該対象者から調査に必要な書類の提出を求め、事情聴取等により、工事費内訳書の各工事費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）について調査します。

調査した結果、低入札価格調査の対象者の積算根拠が適正であると判断される場合は落札者とし、工事費内訳書に記載された単価等について、算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠けると判断した場合は、『当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある』との理由により落札者としません。

なお、低入札価格調査に際し、数値的失格基準による適否の判断はいたしません。

(2) 工事費内訳書の根拠の提出

低入札価格調査の対象者へは当該調査において、次に掲げる積算根拠（全ての工種に係る代価表、見積書等）、その他調査に必要な書類の提出を求めます。工事費内訳書記載の単価等について、算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠けると判断した場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

なお、市が求める調査に必要な書類を指定する日までに提出しなければ直ちに当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

① 積算根拠（代価表、見積書等）

見積書等の積算根拠が明確となるものを提出してください。

② その他の書類

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 入札金額の内訳
- ウ 手持工事の状況
- エ 当該工事現場とその入札者の事業所、倉庫等との地理的關係
- オ 手持資材の状況
- カ 資材購入先との關係
- キ 手持機械の状況
- ク 現場労働者の供給見通し
- ケ 適正賃金の確保に係る確認書